

## 22—01 P U D T

### 当事者

#### 1. はじめに

当事者の問題は、広範多岐に及ぶものであるので、審判請求の要件に関する具体的事例については [22—02](#) に委ね、また共同審判に関するものについては、[22—03](#) で扱うことにし、ここではこれら以外の事項について扱う。なお、特許（商標登録）異議の申立てについても審判請求と同様に扱う。

#### 2. 当事者

当事者とは、法律上、特定の関係またはその原因たる法律要件ないし法律事実等に関与する者であって、審判における当事者は、審判請求人及び被請求人、再審請求人及び被請求人である。

なお、特許法上、参加人は当事者と区別されているが、当事者とほぼ同等の立場にある（→[57—00](#)～[57—09](#)）。

#### 3. 当事者の確定

(1) 当事者が何人であるかは、審決を何人にあてるかを知るばかりでなく、審判官の除斥（[特 § 139](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）、忌避（[特 § 141](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）、手続の中断又は中止（[特 § 22](#)～[§ 24](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）などの問題もこれによって決定され、権利能力、手続をする能力、当事者適格なども、その者について判断すべきことがらであるから、審判においてまず明確にしなければならない。

(2) 当事者の確定は、審判請求書の内容及び査定系審判では出願から審判請求期間経過までに提出された書類を総合的に観察して確定する。

審判請求書には、当事者の表示が要求されているが（[特 § 131①](#)、[実 § 38①](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）、そこに記載された当事者の表示だけが唯一の

資料ではなく、審判請求書の全趣旨や査定系審判では出願から審判請求期間経過までに提出された書類などから判断すべきである（→[22—02](#)の1.）。

#### 4. 当事者についての審判請求の要件

当事者については、当事者の実在、手続をする能力、当事者適格などの審判請求の要件を具備していることが要求される（→5.～8.）。

なお、審判請求の要件は、本案審理の前提要件であって、その不備が発見された以上は、本案の審理に立ち入り、又はこれを続けることは不要となる。

#### 5. 権利能力

権利能力とは、権利の主体となることのできる地位又は資格であって、権利能力を有するのは、自然人と法人である。

外国人については、民法は内外人平等主義を原則（[民§3②](#)、[§35②](#)）としているが、特許法においては、日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人は[特§25](#)一、二、三、（[実§2の5③](#)、[意§68③](#)、[商§77③](#)）のいずれか一に該当するとき以外は、権利能力が認められない。

#### 6. 手続をする能力

手続をする能力とは、手続の主体となりうる能力であって、原則として、権利能力（→5.）を有する者は、手続をする能力を有する。

特許法では、権利能力を有しない社団又は財団であっても、代表者又は管理人の定めがあるものは、出願審査の請求、特許（商標登録）異議の申立て、無効審判の請求など一定の手続に限って手続をする能力を認めている（[特§6](#)、[実§2の4](#)、[意§68②](#)、[商§77②](#)）。

また、未成年者、成年被後見人等（[特§7①②](#)、[実§2の5②](#)、[意§68②](#)、[商§77②](#)）及び在外者（[特§8①](#)、[実§2の5②](#)、[意§68②](#)、[商§77②](#)）については手続をする能力を制限する旨の規定がある（法定代理人、保佐人、特許管理人→[23—01](#)、[23—06](#)、[23—04](#)）。

なお、審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命じることができる（[特§13①](#)、[実§2](#)

[の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）。

## 7. 当事者適格

(1) 当事者適格とは、請求として主張される特定の権利関係に関して、当事者として手続を遂行し、審決を受けるために必要な資格をいい、特別の場合には、破産管財人などについても当事者適格がある。

なお、当事者適格は、特定の権利関係で決められるもので、権利能力や手続をする能力のように特定の事件と関係なく一般的抽象的に定められる資格又は人格的能力とは区別しなければならない。

(2) 審判における当事者適格

ア 査定系審判の請求人

(ア) 拒絶査定不服審判を請求できる者

拒絶をすべき旨の査定を受けた者（承継人を含む）である（[特 § 121①](#)、[意 § 46①](#)、[商 § 44①](#)）。

(イ) 補正却下決定不服審判を請求できる者

補正の却下を受けた者（承継人を含む）である（[意 § 47①](#)、[商 § 45①](#)）。

イ 当事者系審判等の請求人

(ア) 当事者系審判の請求人（訂正審判を請求できる者を除く。）

特許無効審判（[特 § 123②](#)）及び商標登録無効審判（[商 § 46②](#)）は利害関係が要求されるが（→[31—00](#)～[31—02](#)）、実用新案登録無効審判（[実 § 37②](#)）、意匠登録無効審判（[意 § 48②](#)）、商標登録取消審判（[商 § 50](#)、[§ 51](#)、[§ 52 の 2](#)、[§ 53](#)）は何人も請求することができる。ただし、権利帰属に係る無効理由についての特許、実用新案及び意匠登録の無効審判の請求人は、特許、実用新案及び意匠登録を受ける権利を有する者に限られ（[特 § 123②](#)ただし書、[実 § 37②](#)ただし書、[意 § 48②](#)ただし書）、また、代理人（代表者）の無断登録による商標登録取消審判の請求人は、無断登録された商標に関する権利を有する者に限られる（[商 § 53 の 2](#)）。

(イ) 訂正審判を請求できる者

訂正審判を請求できる者は、特許権者である（[特 § 126①](#)）。

ウ 当事者系審判の被請求人

当事者系審判の被請求人は、特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者である。

なお、特許（登録）原簿に登録している権利者が真の権利者ではないとき（例えば、権利者の死亡、合併による会社の消滅、会社分割などの事由により、相続人、合併後の存続会社、分割会社などに権利が承継されているとき）がある。審判請求前に行う請求人による被請求人の住所・氏名の確認作業において、このような事実が判明したときは、真の権利者を調査の上、住所・氏名を特定し、真の権利者を被請求人として審判を請求しなければならない。

## 8. 当事者に関する審理

当事者に関する審理は、請求の当否に関する本案審理に先立って行われる審理であって、当事者に関しての要件の不備が認められたときには、以下のとおり扱う。

### (1) 当事者の表示が方式に違反しているとき

当事者の表示が方式（[特 § 131①](#)、[実 § 38①](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）に違反しているとき（→9.）には、審判長は、請求人に対し、相当の期間を指定して補正を命じ（[特 § 133①](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）、その応答を待って処理する。

指定期間内に請求人が補正しないときには、決定をもって、その請求書を却下（[特 § 133③](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）する。

### (2) 当事者に関しての審判請求の要件を具備していないとき

### (3) 一旦係属した審判事件において当事者に関しての審判請求の要件（→4.）を具備していない事件については、補正によって、その不備が是正されるときと是正の見込みのないときがあり、以下のとおり扱う。

#### ア 補正によって、不備が是正されるとき

審判長は請求人に対し、相当の期間を指定して審尋（[特 § 134④](#)、[実 § 39④](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）又は補正命令（[特 § 133①](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）を行う。

(ア) 補正等によって、不備が是正されたときには審理を進める。

(イ) 指定期間内に不備が補正されないとき又は提出した補正が認められな

いときには、決定をもって請求書を却下（[特 § 133](#)③、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④）する。

イ 補正によって、是正の見込みのないとき

当事者の変更など補正によって是正の見込みのないときには、審尋又は補正命令を行うことなく、不適法な審判の請求として審決をもって却下（[特 § 135](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④）する。

## 9. 当事者に関する審判請求の要件を具備していないときの補正のできる例

### (1) 査定系審判における請求人

ア 請求書の請求人の表示と請求書に添付した書類の請求人に関する表示からみて出願人と同一人であると認められるとき

イ 請求人と出願人が同一人であると認められないときで、以下の例に該当するもの

(ア) 審判請求書中に、相続その他の一般承継があった事実を適式な手続によらず、簡単に表示しているときには、補正を命じて、その応答を待つて処理する。

(イ) 次のときには、そのまま審理を進める。

- a 相続、その他の一般承継があった旨の届出が、審決による却下の謄本の送達前にされているとき（[特 § 34](#)⑤、[意 § 15](#)②、[商 § 13](#)②）。
- b 審判を請求することができる法定期間内に権利の承継（相続その他の一般承継の場合を除く。）があった旨の届出がされているとき（[特 § 34](#)④、[意 § 15](#)②、[商 § 13](#)②）。
- c 審判を請求することができる法定期間内に自発的な補正により正当な請求人となったとき（[特 § 121](#)、[意 § 46](#)、[§ 47](#)、[商 § 44](#)、[§ 45](#)）。

### (2) 当事者系審判における請求人（→[31—00](#)～[31—02](#)）

訂正審判における請求人については(3)アの被請求人についてと同様に扱う。

### (3) 当事者系審判における被請求人

ア 請求書の被請求人の表示と特許（登録）原簿の権利者の表示からみて同一人であると認められるとき。

なお、権利消滅後の被請求人に関して（→[22—04](#)）。

イ 被請求人と権利者が同一人であると認められないときで、次の例に該当するもの。

審判請求時に極めて近い時期に権利者の名義が変更されているときのよう  
に請求人の責に帰すことができない理由により被請求人が相違していること  
が想定されるときには審尋を行い、その応答を待って処理する。

なお、権利消滅後の被請求人に関して（→[22—04](#)）。

#### (4) 手続をする能力の欠陥

手続をする能力の欠けた者がした手続であっても追認（[特 § 16](#)、[実 § 2 の 5](#)  
[②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）又は補正ができる場合があるので、審尋（[特 § 134](#)  
[④](#)）又は補正命令（[特 § 17③](#)、[§ 133②](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[§ 68②](#)、[商 § 56①](#)、  
[§ 68④](#)、[§ 77②](#)）を行い、その応答を待って処理する。

#### (5) 当事者の死亡又は消滅

事件が一旦係属した後に当事者が死亡又は合併によって消滅したときは事  
件は中断するが、その承継人があれば、これが当事者となって事件を承継す  
ることになるので受継手続を待って処理する（[特 § 21～ § 24](#)、[§ 34⑤](#)、[実 § 2](#)  
[の 5②](#)、[§ 11②](#)、[意 § 15②](#)、[§ 68②](#)、[商 § 13②](#)、[§ 77②](#)、受継→[26—02](#)～[26—](#)  
[05](#)）。

ただし、委任による代理人がいるときには中断を生じないので受継を必要  
としない（[特 § 11](#)、[§ 24](#)〈[民訴 § 124②](#)〉、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）  
（→[26—04](#)）。

特許（商標登録）異議申立事件においては、特許（商標登録）異議申立人  
の地位は承継できないので、受継のための手続は不要である。取消理由を通  
知した後であれば、そのまま審理し、決定をするが、取消理由を通知する前  
のときには、当該特許（商標登録）異議の申立てを、不適法なものとして却  
下する。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 3）

## 22—02 P U D T

### 当事者に関連する裁判例

当事者に関連する事例は、当事者系審判における請求人適格を問題とするもの（→[31—00](#)～[31—02](#)）、共同審判に関するもの（→[22—03](#)）を除けば少なく、ここでは具体的な審判事件の審理上参考になる裁判例を掲載する。

1. 当事者の確定は、審判請求書の請求人欄の表示のみによらず、審判請求書の全趣旨や出願から審判請求期間満了までに提出された書類を総合的に観察して判断すべきとした裁判例

- (1) [東高判昭 53.10.25（昭 53（行ケ） 45 号）](#)
- (2) 東高判昭 54.7.25（昭 53（行ケ） 208 号）
- (3) [東高判平 6.6.7（平 5（行ケ） 197 号）](#)

2. 無効の審判の被請求人の変更を認めた裁判例

- (1) [東高判昭 47.10.24（昭 44（行ケ） 62 号）](#)
- (2) [東高判昭 53.3.30（昭 45（行ケ） 98 号）](#)

（改訂 H27.2）

## 22—03 P U D T

### 共同審判

1. 共同審判については、当事者適格（→[22—01](#)、[22—02](#)）や利害関係（→[31—00](#)）の問題とも関連するが、ここでは請求人又は被請求人が2名以上の審判事件を全て含めるものとし、参加人（→[57—00](#)）については別問題として取り扱う。

2. 特許法では共同審判について以下のように規定している。

(1) 「特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。」

（[特 § 132③](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）

(2) 「共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。」（[特 § 132②](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）

(3) 「同一の特許権について第123条第1項の審判を請求する者が2人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。」（[特 § 132①](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。

これらのうち、[特 § 132②](#)及び[特 § 132③](#)の規定は、民事訴訟法にいう固有必要的共同訴訟に相当する。

3. 審判請求時に、上記(1)(2)の規定に違反して請求された審判事件については以下のように取り扱う。

(1) 査定系審判（補正の却下の決定に対する審判も含む。）

出願から審判請求期間満了までに提出された書類を総合的に観察することによって、実質上共同審判であるとの意思が表示されているか否かを推認（→[22—01](#)の3.(2)）し、以下のように取り扱う。

## ア 意思が表示されていると認められるとき

審判請求期間満了までに提出された書面（出願書類も参照。）によって、実質上共同審判であることの意味が表示されているものと認められるときには、審判長は手続の補正を命じ（[特 § 133①](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは決定をもって却下（[特 § 133③](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）する（→[22—01](#)の8.）。

ただし、前置審査に係る事件については、長官名で手続の補正を命じ（[特 § 17③](#)）、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは、請求手続を却下（[特 § 18①](#)）する。

なお、共同審判であると推認できるが確認が必要な場合には、審尋を行い、その回答を待って判断する。

## イ 表示上から意思があると認められる具体例

(ア) 審判請求に際し代表者選定届を提出した上で、その代表者だけを審判請求書に記載しているとき

(イ) 審判請求書に代表者何某と記載しているとき

(ウ) 審判請求書に何某外何名と記載しているとき

(エ) 共同出願人の全員が一人の代理人に対して審判の請求を委任した（代理権を証明する書面を提出しているときのほか、請求書の全趣旨や当該出願について特許庁側の知り得た事情等により代理権を推認できるときを含む）にもかかわらず、代理人の過誤により審判請求人欄に一部のみしか記載しなかったとき（→裁判例③、④、⑩、⑪）

(オ) 拒絶査定書の出願人欄の記載に遺漏があり、審判請求が拒絶査定書に記載された出願人のみでされているとき

(カ) 相続その他の一般承継の事実を表示しているとき（注）

このとき、[特 § 34⑤](#)、[意 § 15②](#)、[商 § 13②](#)の規定により特許庁長官に遅滞なく届け出る義務があるが、審判請求書中に簡単に表示（死亡、会社合併によるなどの字句の記載）しているにすぎないときもある。

（注）一般承継がされたときの添付書面

a 会社合併（吸収合併、設立合併）により存続する会社が届け出るとき

合併事実を証する書面（登記事項証明書等）

b 相続によるとき

(a) 相続人全員が相続するとき

被相続人の戸籍謄本及び必要な除籍謄本並びに被相続人と相続人  
全員の住民票又は戸籍の附票

(b) 相続人全員が相続しないとき

前記 (a) と遺産分割協議書（→裁判例⑤）

(c) 相続人の中で放棄した者があるとき

前記 (a) と家庭裁判所の受理証明のある相続放棄申述書

(d) 共有者の一方が相続人なくして死亡したとき

相続人たる権利を主張する者のないことを証する証明書

ウ 表示上から意思があると認められないとき

手続の補正を命じ又は審尋（[特 § 134④](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）を  
行うことなく、その不備は補正できないものとして、審決をもって却下（[特  
§ 135](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）する（→裁判例①、②、⑥～⑨）。

(2) 当事者系審判及び訂正審判

手続の補正を命じ又は審尋（[特 § 134④](#)、[実 § 39③](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§  
68④](#)）を行うことなく、その不備は補正できないものとして、審決をもって  
却下（[特 § 135](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）する（→審決例⑫）。

ただし、

ア 請求書の全趣旨から、実質上共同審判であることの意味が表示されてい  
ると認められるときは、手続の補正を命じ、請求人の応答の結果、その不備が  
解消されないものは決定をもって却下する（[特 § 133③](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、  
[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。

イ 請求人の責に帰することができない理由により[特 § 132②](#)、[実 § 41](#)、[意 §  
52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)の規定に違反してされたことが予想されるとき（審判  
請求時に極めて近い時期において権利者の名義が変更されているときなど）  
には、審尋を行い、これに対する請求人の応答を待つて処理する。

4. 裁判例、審決例

- ① 東高判昭 52.7.27 (昭 51 (行ケ) 96 号) → 最二小判昭 53.3.24 (昭 52 (行ツ) 112 号)
- ② [東高判昭 55.9.30 \(昭 53 \(行ケ\) 163 号\)](#)
- ③ [東高判昭 53.10.25 \(昭 53 \(行ケ\) 45 号\)](#)
- ④ 東高判昭 54.7.25 (昭 53 (行ケ) 208 号)
- ⑤ [東高判昭 61.5.29 \(昭 57 \(行ケ\) 106 号\)](#)
- ⑥ 東高判昭 63.7.27 (昭 63 年 (行ケ) 39 号) → 最三小判平 2.10.2 (昭 63 (行ツ) 158 号)
- ⑦ 東高判平 5.4.14 (平 4 (行ケ) 228 号)
- ⑧ 東高判平 5.12.24 (平 5 (行ケ) 93 号)
- ⑨ [知財高判平 17.6.22 \(平 17 \(行ケ\) 10243 号\)](#)
- ⑩ [知財高判平 21.11.19 \(平 21 \(行ケ\) 10148 号\)](#)
- ⑪ [知財高判平 23.5.30 \(平 22 \(行ケ\) 10363 号\)](#)
- ⑫ 昭 41 審 3304 号 (昭 48.6.19)

5. 共同審判における費用の負担 (→[47—01](#))

審決の理由の記載や結論の表示 (→[45—20](#))

(改訂 R5.12)

## 22—04 P U D T

**権利消滅後の無効審判における  
請求書の被請求人の住所**

無効審判は、権利消滅後においても請求できる（[特 § 123③](#)、[実 § 37③](#)、[意 § 48③](#)、[商 § 46③](#)、[§ 68④](#)）。

一方、権利消滅後に提出された各種登録申請書は、全て却下されており、住所などの変更は閉鎖原簿に登録されない。

したがって、審判請求書の被請求人の住所などが閉鎖原簿のそれと相違しても住所等の変更事実を証明した場合は審判請求を認めることとする。

なお、被請求人に請求書の副本を送達できないときは、請求人にその旨を通知して釈明させる。

(改訂 H27. 2)